

愛知県ゴルフ連盟 ジュニア会員規則

(総 則)

第1条 この規則は、愛知県ゴルフ連盟ジュニア会員（以下ジュニア会員という）について定める。

(事務局)

第2条 ジュニア会員に関する事務を担当する事務局は、愛知県ゴルフ連盟事務局（以下：事務局）に置く

(制度の目的)

第3条 ゴルフ未経験者を含め、ジュニアを対象とした会員制度により、スポーツとしてのゴルフを通じ、ルールとエチケットを学ぶことにより、健全な人格形成と健康的な身体づくりを目標としたゴルファーの育成・教育・指導を図ることをもって目的とする。

(会員資格)

第4条 ジュニア会員は、愛知県在住者で小学校4年生の4月1日から18歳を迎える年度を終える迄の男女とする。

第4条の1

ジュニア会員は、下記のいずれかに該当した時点で自動的に退会扱いとなる。

- ① 第4条に記載する年度が終わった時点
- ② 転居・転校・退学等により、第4条に示す会員資格を満たさなくなった時点
- ③ その他、本規則が定める所による

(事 業)

第5条 前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 指導及び練習
- (2) ゴルフ場におけるラウンドレッスンの実施
- (3) 講習会（ルール・エチケット等）
- (4) 愛知県ゴルフ連盟が主催・共催するジュニアゴルフスクールの開催
- (5) 愛知県ゴルフ連盟主催・後援競技の開催
- (6) 愛知県ゴルフ連盟加盟クラブで開催されるジュニア育成事業の協力
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

(指 導 員)

第6条 前条の事業を達成するため、当連盟より指名した者が指導員として指導する。

- (1) (社) 日本プロゴルフ協会会員
- (2) (社) 日本女子プロゴルフ協会会員
- (3) 愛知県ゴルフ連盟 ジュニア育成委員会

(4) 愛知県ゴルフ連盟 支配人会

(5) 愛知県高等学校ゴルフ連盟 ゴルフ部顧問

(運営及び管理)

第7条 運営及び管理は、愛知県ゴルフ連盟委員会規則に定める、愛知県ゴルフ連盟ジュニア育成委員会が行なう。

(入会申込手続)

第8条 入会の申込は、その親権者（父・母）又はその法定代理人が行なう。

第8条の1

入会の申込は募集要項に定めた手続きにより、所定の会員申込書に記入の上、愛知県ゴルフ連盟事務局に申込みこと。

第8条の2

ジュニア会員は、入会申込時に会員申込書へ記載した内容に変更があったとき、その内容を遅滞なく事務局へ報告しなければならない。

(年 度)

第9条 ジュニア会員の年度は、4月1日より始まり、翌年の3月31日に終了する

(会員に対する待遇・特典)

第10条 会員として承認されると次の待遇・特典が受けられる。

- (1) 会員証『愛知県ゴルフ連盟ジュニア会員証』の交付
- (2) 第5条（事業）の内、参加資格のある事業への参加
- (3) 愛知県ゴルフ連盟が開催・共催する事業の案内

(ドレスコード)

第11条 会員は別途定める「ジュニア会員ドレスコード」を遵守しなければならない。

(懲 罰)

第12条 会員もしくは親権者が次の各号の一に至ったときは、委員会で諮り、その処罰を決定する。

- (1) 本規則に違反したとき。
- (2) 愛知県ゴルフ連盟の名誉を傷つける、または愛知県ゴルフ連盟の目的に違反するおそれがあるとき、または違反する行為があったとき。
- (3) ジュニア会員として公序良俗に反したとき。

(補 則)

第13条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、愛知県ゴルフ連盟ジュニア育成委員会が決定する。

附 則

1. 平成25年 8月 1日制定施行